

健保だより

(No.95)

平成 21 年 10 月

川崎汽船健康保険組合

〒105-0003

東京都港区西新橋1-4-7(桜田ビル 5 階)

TEL (03)3595-6082 FAX (03)3595-6099

- 1 お知らせ 公告情報
- 2 健康者のみなさんを表彰しました
- 3 平成 21 年度薬剤配布結果
- 4 家族健診の締切せまる
- 5 ジェネリック医薬品を利用してみませんか？
- 6～7 新型インフルエンザ対策
- 8 出産育児一時金等に関する改正について

お知らせ

公 告 情 報

●互選議員の辞任に伴い、所定の手続きを経て以下の方が新たに議員及び互選監事に就任されました。

職務	就任日	新任者 (事業所)	前任者 (事業所)
第 1 区 互選議員	平成 21 年 10 月 1 日	中西 英三郎 (川崎汽船株)	高比良 智之 (川崎汽船株)
互選監事	平成 21 年 10 月 13 日	同上	同上



健康者のみなさんを 表彰しました

当健康保険組合では、毎年1月から12月までの1年間にわたり、保険証を利用しなかった方（被保険者本人）の健康を祝して、ささやかな記念品をお贈りしております。

今回の各事業所の健康表彰者は、下記の通りです。

●平成20年 事業所別年間健康者表彰実績

（対象期間 平成20年1月1日～平成20年12月31日）

川崎汽船健康保険組合

記号	事業所名	被保険者数	健康者数	
		21.6.30 現在	被保険者	健康率
101	川崎汽船(株)	752	33	4.4%
104	川崎汽船健康保険組合	3	0	0.0%
105	川崎近海汽船(株)	164	17	10.4%
109	清水川崎運輸(株)	20	0	0.0%
112	日本高速輸送(株)	85	15	17.6%
113	北海運輸(株)	110	14	12.7%
114	インターモータルエンジニアリング(株)	58	5	8.6%
115	ケイラインシップマネジメント(株)	36	1	2.8%
117	ケイラインアカウンティング&ファイナンス(株)	10	0	0.0%
123	(株)ケイ・エム・ディ・エス	213	8	3.8%
126	川汽興産(株)	23	0	0.0%
128	(株)東京マリタイムエージェンシー	11	0	0.0%
129	(株)ケイラインシステムズ	110	5	4.5%
130	シグナス インシュランスサービス(株)	1	0	0.0%
133	(株)ケイラインジャパン	46	0	0.0%
134	シルバーフェリーサービス(株)	44	7	15.9%
135	春徳汽船(株)	9	1	11.1%
136	ケイラインマリンテクノサービス(株)	1	0	0.0%
201	神戸ペイント(株)	57	5	8.8%
204	日東物流(株)	366	37	10.1%
207	(株)マリンラジオサービス	9	1	11.1%
208	(株)シンキ	263	36	13.7%
209	ケイラインエンジニアリング(株)	69	6	8.7%
214	日東オイル アンド マリン(株)	49	6	12.2%
215	舞鶴高速輸送(株)	22	3	13.6%
216	日東タグ(株)	21	0	0.0%
217	(株)コクサイ港運	39	3	7.7%
218	太洋日本汽船(株)	69	7	10.1%
220	(株)クラウンエンタープライズ	5	0	0.0%
221	(株)シーゲートコーポレーション	213	20	9.4%
222	ケイラインボートサービス(株)	2	1	50.0%
901	任意継続被保険者	111	9	8.1%
	合 計 32 事業所	2,991	240	8.0%

平成19年	年間(19/1/1～19/12/31)	2,981	248	8.3%
平成18年	年間(18/1/1～18/12/31)	2,918	222	7.6%
平成17年	年間(17/1/1～17/12/31)	2,906	319	11.0%
平成16年	年間(16/1/1～16/12/31)	2,873	344	12.0%
平成15年	年間(15/1/1～15/12/31)	2,790	314	11.3%
平成14年	年間(14/1/1～14/12/31)	2,604	314	12.1%
平成13年	年間(13/1/1～13/12/31)	2,978	382	12.8%
平成12年	年間(12/1/1～12/12/31)	2,981	388	13.0%
平成11年	年間(11/1/1～11/12/31)	2,832	370	13.1%
平成10年	年間(10/1/1～10/12/31)	2,860	479	16.7%
平成09年	年間(09/1/1～09/12/31)	2,923	360	12.3%
平成08年	年間(08/1/1～08/12/31)	3,031	407	13.4%
平成07年	年間(07/1/1～07/12/31)	3,168	365	11.5%

今年も夏に当健保組合が一定額を補助する薬剤配布を実施し、以下のとおり、多くの被保険者さまからお申し込みいただきました。人気薬ベスト10を集計してみると、上位8品目は順位の変動こそあるものの、前回の上位8品目と同じ顔ぶれとなりました。

平成21年度薬剤配布結果メモ

①申込数	2,290 人
②金額	6,060,430 円
②' 一人当り	2,646 円 / 人
③健保負担	3,391,230 円
③' 一人当り	1,481 円 / 人
④個人負担	2,669,200 円
④' 一人当り	1,166 円 / 人
⑤作業梱包・送料	586,872 円
⑥健保費用総額 (③+⑤)	3,978,102 円
⑦健保費用総額・被保険者1人分 8月末現在の被保険者数：2,985 人	1,333 円 / 人

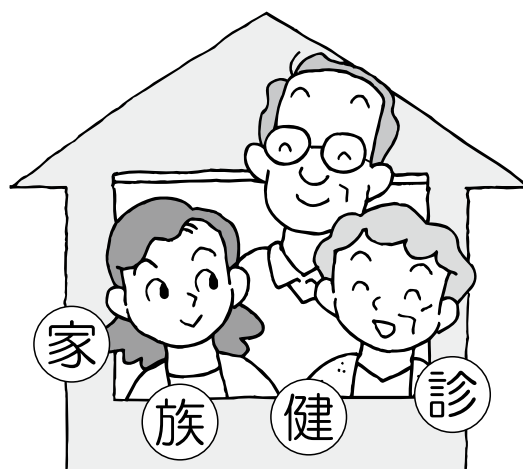


人気薬ベスト10

今回順位	前回順位	商品名	販売数	(売上高ランク)	(単価)	売上
No.1	No.2	イソジンうがい薬	486	13 位	¥220	¥106,920
No.2	No.3	葛根湯エキス顆粒	473	6 位	¥500	¥236,500
No.3	No.1	パファリン A	422	5 位	¥580	¥244,760
No.4	No.8	プレコール鼻炎カプセル	373	8 位	¥380	¥141,740
No.5	No.4	新ルルエース錠	366	9 位	¥380	¥139,080
No.6	No.5	パブロン S 錠	352	10 位	¥380	¥133,760
No.7	No.6	歯ブラシセット A	346	7 位	¥680	¥235,280
No.8	No.7	マキロン S	294	31 位	¥220	¥64,680
No.9	-	常備薬 B セット	271	1 位	¥1,500	¥406,500
No.10	No.10	イブ錠	259	11 位	¥480	¥124,320

家族健診の締切せまる

今年の4月末に発送した「はつらつ」Vol.40に掲載いたしました家族健診のうち、健診業者が株式会社イーウェルと三菱化学メディエンス株式会社の申込みの締切日が12月25日（当初は11月30日まででしたが、1ヶ月延長しました）となっており、締切日まで約2ヶ月と迫ってまいりましたので、まだお申し込みをされていない被扶養者さまは、是非お早目にお申し込みいただくことをお勧め致します。また、上記2社からは、家族健診の未受診者さま宛ての受診勧奨のお手紙等をすでに送付させていただいておりますので、そちらも併せてご参照いただければと思います。



なお、当健保組合がイーウェルと三菱化学メディエンス以外で受診料を補助している人間ドック並びに巡回健診（日本労働文化協会）に既にお申し込みをされた方は、今年度（平成21年4月1日から22年3月31日まで）は受診できませんので、予めご了解ください。

健診業者	健診のタイプ	受診対象者
（財）日本労働文化協会	巡回型健診	全国にお住まいの21年度内（平成21年4月～平成22年3月）に満35歳以上になる被扶養者及び任意継続被保険者
株式会社イーウェル	巡回型健診及び施設型健診の併用	愛知県以西の西日本地区にお住まいの21年度内（平成21年4月～平成22年3月）に満35歳以上になる被扶養者及び任意継続被保険者
三菱化学メディエンス(株)	施設型健診	静岡県以东の東日本地区にお住まいの21年度内（平成21年4月～平成22年3月）に満35歳以上になる被扶養者及び任意継続被保険者

愛知県以西の西日本地区	愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 計25の府県
静岡県以东の東日本地区	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県 計22の都道県

ジェネリック医薬品を利用してみませんか？

「ジェネリック医薬品」に興味はあるものの、まだ使用したことがない、という方も多いことでしょう。新薬に対して安価であるとわかってはいるものの、品質に不安を感じたり、医師に伝えづらいなどの理由で、日本におけるジェネリック医薬品の普及は低い水準でとどまっています。深刻化される医療費の増加を抑制するためにも、ジェネリック医薬品の重要性が再注目されています。

Q1 「ジェネリック医薬品」ってどんな薬なの？

A 医療機関で処方される、効き目は同じで安価な薬です。

医療機関で処方される薬には、同じ成分・同じ効き目でも、新薬である先発薬品とジェネリック医薬品と呼ばれる後発医薬品の2種類に分類されます。新薬の開発には、莫大な費用と期間が必要です。ジェネリック医薬品は新薬の特許期間が過ぎた後、短期間・低コストで作られるため2割～7割の価格に設定できます。

ジェネリック
医薬品



Q2 効き目や安全性は？

A 有効成分、効き目が新薬と同じ。国も認める安心な薬です。

新薬と同じ有効成分で開発・製造される薬がジェネリック医薬品です。新薬との同等性を確認するきびしい試験を通過してはじめて発売することができます。つまり、ジェネリック医薬品は国が認める確かな品質の薬なのです。

Q3 どうしたら処方してもらえるの？

A 医師や薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品は、国も使用を推奨していることから全国的に普及が進んでいます。全国の病院・診療所・保険薬局で、処方・調剤されている薬ですので、遠慮なく医師や薬剤師にご相談ください。2008年4月には処方せん様式が変わり、患者さんが、ジェネリック医薬品をさらに選択しやすくなりました。ジェネリック医薬品への『変更不可』の欄に医師のサインがなければ、患者さんは薬剤師とご相談のうえ、ジェネリック医薬品をお選びいただけます。

※薬によっては、ジェネリック医薬品が用意されていない場合もあります。

■国の医療費削減にも大きく貢献します。

少子高齢化が進み、国の医療財政は苦しい状況にあります。私たちにとって国の医療費節減は重要な課題であり、自身の薬のことをよく知り、薬代を見直すことが重要です。特許が満了した新薬をすべてジェネリック医薬品に替えれば、国の医療費を年間約1兆円も節減できるといわれています。

■新薬とジェネリック医薬品を上手に使い分けることが大切。

もちろん、新しい病気や、今まで治らなかった病気を治療するために、新薬を開発するのは大切なことです。治療の幅を広げる新薬と、患者さんの薬代を安くするジェネリック医薬品。この2つのお薬をそれぞれ使い分けていくことが大切です。

新型インフルエンザ対策

一人ひとりが危機意識をもって、万が一に備えた予防と準備を

症状の見分け方と感染の疑いがあるときの対応

●新型インフルエンザの症状

38度以上の発熱、せきや喉の痛みといった急性呼吸器症状を伴う場合は、インフルエンザを疑いますが、この症状だけで新型（A/H1N1型）かどうかを見分けることは困難です。当初は、簡易検査を行って確定をしていましたが、急速に新型が蔓延してきた昨今では、従来の季節性や新型を問わず、少しでもインフルエンザの可能性が疑われると医師の判断で、即座にインフルエンザの治療を開始するといった方針に切り替わりました。

●インフルエンザと風邪の見分け方

インフルエンザと風邪では、「かかったかな？」と感じてから症状が現れるまでの時間と症状の重さが異なります。風邪は、数日前から鼻水が出たり、だるかったりと比較的緩やかに症状が進みますが、インフルエンザは、前兆なく、発熱や倦怠感に見舞われ、急速に症状が重くなる傾向があります。



●新型インフルエンザが疑われる場合の受診方法

かかりつけの医師がいる場合は、直接、電話をして受診時間や方法を聞きましょう。すでに呼吸が苦しい、意識がもうろうとしているなどの症状がある場合は、入院施設のある病院に問い合わせるか、救急車を呼びます。その際、必ずインフルエンザの可能性があるということを伝えます。

一方、特にかかりつけのない場合は、保健所や近所の医療機関に症状を伝え、受診場所を確認します。なお、受診の際は、必ずマスクを着用し、感染拡大を防ぐため極力公共の交通機関を利用することは控えましょう。

今回の新型インフルエンザと季節性では、
そう違いはないという説もありますが、実際は？

感染力は強いが、大半は軽症で回復しているという点から、一部でそのような意見もあるようですが、やはり「新型」は「新型」です。解明されていない部分が多いうえに、ほとんどの人は免疫がないため、感染拡大は避けられませんから、慎重な対応が必要でしょう。また、頻度は低いものの、基礎疾患のない若年層の感染者が死亡するケースも各国で出てきます。必要以上に恐れることはありませんが、決して油断すべきものではありません。日本感染症学会でも「新型は弱毒で季節性と変わらないので厳重な対策は緩めていい」という意見を「誤り」と指摘しています。

感染が確認されたときの対応

●自宅療養における注意点

今回の新型では、家庭で療養するケースが大半を占めています。そうすると、心配なのは同居している家族への感染です。一つ屋根の下で生活空間を共にする家族は、接触する時間も長いいため、感染の可能性は高まります。もちろんウイルスを完全にシャットアウトすることはできませんが、家庭内での蔓延を予防するために、できる限りの感染予防対策を講じておくことが大切です。

室内環境

- できれば、患者と他の同居者の生活空間を分ける。
- 湿度は 50 ～ 60% に保つ。
- 1 時間に数回、窓を開けて換気を行なう。



患者本人が行なうべきこと

- マスクの着用。
- 咳エチケットを守る（咳やくしゃみをするときは、周囲の人から 2m 以上離れる。ティッシュやタオルなどで口をおさえる）
- こまめに手を洗う。
- 処方された薬は指示通りに最後まで服用する。
- 水分補給と十分な睡眠を心がける。
- 医師から承諾を得るまで、外出は控える。（7 日間程度）

同居する家族が行うべきこと

- 患者の部屋に入ったり、看病するときにはマスク（不織布製）を着用する。
- 患者と接触したあとは、必ず手洗いをする。



※患者の使用した食器類や衣類は、通常の洗濯、洗浄で消毒することができるので、特別に熱湯消毒やアルコール消毒をする必要はありません。

出産育児一時金等に関する改正について

平成 21 年 10 月 1 日から出産育児一時金等が改正されました。

■出産育児一時金等の支給額が変わります

まず、平成 21 年 10 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの出産について、出産育児一時金等の支給額が 4 万円引き上げられます。

したがって、産科医療補償制度加入分娩医療機関等で出産した場合は 420,000 円(死産を含み、在胎週数第 22 週以降のものに限る)、それ以外の場合は 390,000 円が支給されることになります。

■出産育児一時金等の支給額の比較

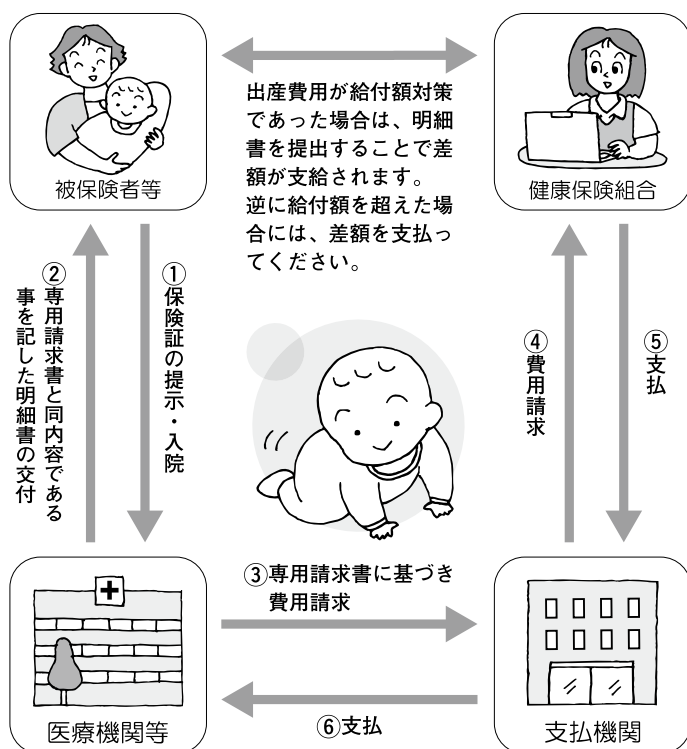
	改正前 (平成 21 年 9 月 30 日までの出産)	改正後 (平成 21 年 10 月 1 日以後の出産)
産科医療補償制度に加入している分娩機関	380,000 円	420,000 円
産科医療補償制度に未加入の分娩機関	350,000 円	390,000 円

■出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度 (平成 21 年 10 月 1 日～)

出産する医療機関で退院するまでの間に手続きを行うことにより、健保組合が出産育児一時金等を直接医療機関等へ支払うことができます。これにより被保険者等は、出産育児一時金等の額を超えた分のみを医療機関等へ支払えばよいことになります。なお、出産費用が出産育児一時金等の額を下回る場合、差額は被保険者に支払われます。

※直接支払制度の利用ができない医療機関等での出産や同制度を利用されない場合は、これまでどおり、退院時に出産費用をお支払いいただき、その後、健保組合に出産育児一時金の申請をしていただくこととなります。

※退職して夫の被扶養者となった場合は、加入した健保組合等が出産育児一時金等を支払いますが、退職後でも当該健保組合に 1 年以上の加入期間があり、退職後 6 ヶ月以内の方は出産育児一時金を受けられます(どちらかを選択することになります)。なお、退職後に直接支払制度を利用する場合には、資格喪失証明書等の証明書類が必要となります。



■手続きの流れ

受取代理制度 (9 月 30 日で廃止)

出産予定日まで 1 ヶ月以内に事前申請書に記入し、医療機関等で受取代理人欄の記入を受けて、出産予定日を証明する書類と一緒に健保組合へ提出する。

出産費用が出産育児一時金等の支給額を超えた場合に超えた分を医療機関等に支払う。

直接支払制度 (10 月 1 日以降)

退院までに直接支払制度を活用することを書面により医療機関等と合意する。

出産費用が出産育児一時金等の支給額を超えた場合に超えた分を医療機関等に支払う。